公示送達

石巻広域都市計画事業大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第1項の規定による使用収益停止の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告します。

平成28年3月8日

石巻広域都市計画事業
大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業
施行者　東松島市
代表者　東松島市長　阿部　秀保

1　送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　宮城県桃生郡鳴瀬町大曲字土手下南139番地
氏名　相澤　幸義

住所　宮城県石巻市門脇字三軒屋59番地の4
氏名　大蔵商事株式会社

住所　宮城県桃生郡矢本町大曲字下台146番地の4
氏名　津田　勘

住所　宮城県東松島市大曲字下台146番地
氏名　雫石　賢一

住所　不明
氏名　伊藤　豊治

住所　不明
氏名　葛西　慶藏

住所　不明
氏名　津田儀右エ門

住所　不明
氏名　相沢　普明

2　通知の内容

石巻広域都市計画事業大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第100条第1項の規定により、使用し、又は収益することを停止しますので通知します。

教示

1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、東松島市長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、当該通知書は掲載を省略し、それらを宮城県東松島市大曲字下台128番213の工事事務所の掲示場所において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月八日

宮城県仙台市青葉区立町二六番一〇号
田中製氷冷蔵株式会社
代表清算人　田中みどり

解散公告

当法人は、平成二十八年二月二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月八日

福島県いわき市平字東町二〇番地の八
特定非営利活動法人ガッツ福島
代表清算人　遠藤カズオ

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月八日

さいたま市南区曲本二丁目一四番一六号
有限会社アートデリ
清算人　中村　昭一

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇号
ザック合同会社
清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、平成二十八年二月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月八日

東京都新宿区大久保二丁目二番八号
合同会社Ｌｅｖｅｌ２
清算人　石橋　淳一

解散公告

当社は、平成二十八年二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月八日

東京都足立区千住関屋町一番二―一〇〇三
有限会社ティー・エス・ティー
清算人　田中富士夫

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　合同会社コウベマヤ
清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、平成二十八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月八日

東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一五番二八号
有限会社えびすや
清算人　渡邉　京子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月八日

東京都江東区木場一丁目五番二五号
一般社団法人地盤科学研究所
代表清算人　前　俊守

解散公告

当社は、平成二十八年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月八日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号
Ｕ＆Ｉ株式会社
代表清算人　山田　重嗣

群馬県遊技会館債券償還のお知らせ

当組合は、第五〇回通常総会において群馬県遊技会館債券の償還が可決承認され、償還手続きが開始されました。群馬県遊技会館債券を持っている者は申し出てください。

平成二十八年三月八日

群馬県前橋市三俣町三丁目二番二四号
群馬県遊技業協同組合
代表理事　趙　栄日